# 独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営 に関する目標 (中期目標) (案)

平成31年〇月〇日

文部科学省

# 目 次

# (序文)

Ι	政策体系における法人の位置付け及び役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Π	中期目標の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ш	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
-	1 奨学金事業	2
2	2 留学生支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	3 学生生活支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	4 横断的事項 ·····	7
IV	業務運営の効率化に関する事項	
-	1 業務の効率化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	2 組織の効果的な機能発揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
v	財務内容の改善に関する事項	
-	1 収入の確保等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	2 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3 予算の適正かつ効率的な執行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
VI	その他業務運営に関する重要事項	
-	1 内部統制・ガバナンスの強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	2 情報セキュリティ対策の推進 ····································	10
3	3 施設及び設備に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2	4 人事に関する計画	10

<sup>※</sup> Ⅲ1~4の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、Ⅲ1~4及びIV~VIの各項目を 評価の単位とする。

#### (序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法 人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め る。

#### I 政策体系における法人の位置付け及び役割

情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化や経済状況の厳しさの拡大、進学率の上昇による学生等の能力・適性やニーズの多様化、グローバル化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(以下「大学等」という。)においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得するとともに、意欲と能力のある若者全員に留学の機会を付与することなどが求められている。

このため、経済的理由により修学が困難な状況にある優れた学生等に対する支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。

このような理念・役割のもと、機構の中期目標を以下のとおりとする。

#### Ⅱ 中期目標の期間

機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成31年4月から平成36年3月までの5年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 奨学金事業

機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修 学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業とし て奨学金事業を実施してきたところである。

昨今の情勢をみるに、高等教育のアクセスの機会均等の充実が求められており、「経済 財政運営と改革の基本方針2018」においては2020年度からの低所得世帯を対象とした 高等教育段階の新たな教育費負担軽減方策の実施が盛り込まれる等、機構には更なる役 割を果たすことが期待されている。

このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。

#### (1)貸与型奨学金

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。

貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。

本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用する。

保証制度のうち機関保証制度の運用に当たっては、関係者に対する情報提供・周知に 努めるとともに、教育的配慮を払いつつ、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

#### (2)給付型奨学金

経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を給付する。

給付中においては、大学等との連携によって、奨学金の給付を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。

本事業の実施に当たっては、2020年度からの高等教育段階の新たな教育費負担軽 減方策の実施に適切に対応する。

#### (3) 奨学金事業に共通する事項

奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。

また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、 奨学金制度に対する理解の増進や貸与奨学生に対する返還意識の涵養に向けた指導 のため、一層の連携を図る。 さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が終了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について検討を行う。

# 【評価指標】

- 1-1 奨学金貸与の的確な実施状況
- 1-2 貸与奨学金における適格認定の実施状況
- 1-3 奨学金の回収状況(B水準:総回収率●%)
- 1-4 貸与奨学金に係る各種制度の運用状況
- 1-5 給付奨学金の的確な実施状況
- 1-6 給付奨学金における適格認定の実施状況
- 1-7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況
- 1-8 効果検証等の検討状況

# 【関連指標】

- 1-A 当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率
- 1-B 要返還債権数に占める3か月以上延滞債権の割合

# 【目標水準の考え方】

- 1-1 経済的な理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な 審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施する。
- 1-2 大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者に対し奨学生として の自覚を促すとともに返還意識の涵養を図る等、在学中の指導を充実する取組を行う とともに、適切な適格認定を実施する。
- 1-3 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、回収に向けた諸施策を講じ、返還金を確実に回収する。目標値については、過去の実績や取組状況を踏まえ、今中期目標期間中に総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)●%以上とする。
- 1-4 減額返還・返還期限猶予制度等のセーフティネットや、所得連動返還方式について適切に運用する。また、機関保証制度については、代位弁済となる対象債権を確実に請求するとともに、制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。
- 1-5 経済的理由により修学が極めて困難である者の進学を後押しするため、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施する。
- 1-6 大学等との連携により、奨学金の給付を受けて修学している者に対し奨学生としての学業精励の自覚を促す取組を行うとともに、適切な適格認定を実施する。
- 1-7 奨学金制度の理解を深め、正しい利用に資するため、情報をわかりやすく積極的に提供する取組を実施する。また、奨学金事業の運営に必要不可欠な学校との一層の連携を図る。

- 1-8 国と連携して、奨学金事業の効果について検証方法等を検討する。
- 1-A 約定に沿った期日どおりの返還により貸与原資を確保することが重要であることから、 今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を関連指標として設定し、目標値を●%以上とする。
- 1-B 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、 今中期目標期間中の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権の割合について関 連指標として設定し、目標値を●%以下とする。

#### 2 留学生支援事業

「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)等の国の戦略を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。

# (1)外国人留学生に対する支援

大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業(修了)後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。

- ① 日本留学が期待される者に対し、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。
- ② 国内外における日本留学試験の公平・公正な実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用の促進に努める。
- ③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学 等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・普及す る。
- ④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を 図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格 に運用する。

- ⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館を国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。
- ⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、大学・関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのプラットフォームを整備する。

# (2)日本人留学生に対する支援

意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。

- ① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理のうえ、 留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。
- ② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための 学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大 学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバル に活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施 する。
- ③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、 経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の目 標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、2020年度以降の事業の在り方に ついて検討する。

#### 【評価指標】

- 2-1 日本留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-2 日本留学試験の公平・公正な実施状況
- 2-3 日本留学試験の利用促進のための取組(B評価:今中期目標期間における日本留学 試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間における日本留学試験 を利用した渡日前入学許可実施校数を上回る)
- 2-4 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度(B評価:80%以上から肯定的な評価を得る)
- 2-5 外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況
- 2-6 外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況
- 2-7 外国人留学生に対する就職支援の実施状況
- 2-8 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのプラットフォームの整備状況
- 2-9 日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況(B評価:今中期目標期間中のイベント実施及び協力回数が前中期目標期間中より増加する)

#### 2-10 日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況

#### 【目標水準の考え方】

- 2-1 日本留学が期待される者、留学中の学生、卒業・修了後の学生等それぞれのニーズ に応じた情報を提供する。
- 2-2 日本の大学等に必要な日本語力及び基礎学力を客観的に評価するため、試験の公平性・公正性を確保する。
- 2-3 国内外の社会情勢の変化や災害や大規模な事故等がない限り、今中期目標期間に おける日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間におけ る日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることとする。
- 2-4 日本語教育センターの卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、 回答者の80%から肯定的な評価を得られるようにする。
- 2-5 学資金の支給等を適切に実施し、外国人留学生が経済的に安定した状態で勉学に励む環境を整備するとともに、資金の重点的配分を行い、政府方針に沿った戦略的な留学生受入れや大学等の国際化への取組を支援する。
- 2-6 東京国際交流館、兵庫国際交流会館を拠点として活用し、外国人留学生、日本人学生、地域住民等との交流推進、人的ネットワーク構築、留学生への就職支援等による 定着促進を図る。
- 2-7 日本の大学等を卒業・修了し、日本での就職を希望する外国人留学生に対し、関係機 関等と連携し、日本での就職に資する情報を提供する等の支援を実施する。
- 2-8 日本留学経験者に対し、帰国後の留学の成果をより高める取組を行うとともに、日本 とのつながりを維持していくためのプラットフォームを整備する。
- 2-9 日本人学生の海外留学への機運の醸成に資する情報提供を実施するため、機構主 催の海外留学イベント等の内容の充実を図るとともに、国内外の社会情勢の変化や災 害や大規模な事故等がない限り、今中期目標期間中のイベント実施及び協力回数が、 前中期目標期間中より増加しているものとする。
- 2-10 留学目的や期間等に応じた学資金支給を適切に実施するとともに、海外留学への機 運を醸成する取組の充実を図り、意欲と能力のある日本人学生の留学支援を推進す る。

#### 3 学生生活支援事業

障害のある学生や留学生、社会人など多様な学生が学ぶキャンパスにおいて、きめ細やかで的確な学生支援やキャリア教育の重要性が増す中、機構には、全体の底上げを図るとともに、より総合的・戦略的に事業を推進し、横断的課題への取組等を行うことで、更なる役割を果たすことが期待されている。

このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1)学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を 実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、戦略的な情報提供等を 実施する。

#### (2)障害のある学生等に対する支援

障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての理解・啓発を促す。また、実態調査や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。

# (3)キャリア教育・就職支援

キャリア教育・就職支援を推進するため、総合的な情報提供等に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質向上を支援するとともに、大学等と企業等との産学協働による教育的効果の高いインターンシップの推進を支援する。

# 【評価指標】

- 3-1 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況
- 3-2 障害のある学生等に対する支援の状況
- 3-3 キャリア教育・就職支援の実施状況

# 【目標水準の考え方】

- 3-1 大学等の学生生活状況や学生生活支援の取組に関する調査について、過去の調査 項目との継続性を考慮しつつ調査項目や方法等の改善を図り、確実に実施、分析、情 報提供を行う。また、大学等の喫緊の課題に関する情報提供を実施する。
- 3-2 大学等の障害のある学生への修学支援の実態調査を踏まえ、問題の把握・分析、体制整備の進まない学校に対する働きかけや先進事例を含めた参考事例の共有等の取組を通じて、障害学生等支援体制の全体的な底上げを図る。
- 3-3 大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、教職員の資質向上、大学等 と企業等との産学協働による教育的効果の高いインターンシップの推進に資する取組 を実施する。

#### 4 横断的事項

奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通して学生支援のナショナルセンターとしての機構の果たす重要性は高まっており、事業規模の拡大等にも対応し、適時に正確な情報を提供することや、篤志家から寄せられた寄附金を適切に活用すること、学生支援に関する調査・分析・研究を実施することが求められている。

このことを踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

# (1)広報・広聴の充実

SNS等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。

# (2) 寄附金事業の実施

学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄附金事業を適切 に実施する。

(3)学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。

# 【評価指標】

- 4-1 広報・広聴の実施状況
- 4-2 寄附金募集の取組状況
- 4-3 寄附金事業の適切な実施状況
- 4-4 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況

#### 【目標水準の考え方】

- 4-1 情報内容のわかりやすさ、情報発信機能の充実、使いやすさを考慮し、SNS等を活用した情報提供を実施する。また、広聴を実施し、利用者目線で必要な情報を提供するための取組を実施する。
- 4-2 寄附金獲得のための取組を強化し、新たな方策及びツール等を検討する。
- 4-3 寄附金を活用した事業を適切に実施する。
- 4-4 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査を確実に実施し、調査 結果の分析・研究を行う。

#### Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 業務の効率化

#### (1)一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費(公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、●%以上、業務経費(奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成30年度予算を基準として、その●%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)については、

返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

# (2)人件費・給与水準の見直し

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について 検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

#### (3)契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。

#### 2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確で効果的な事業実施体制を構築する。

#### V 財務内容の改善に関する事項

# 1 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

# 2 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

#### 3 予算の適正かつ効率的な執行

予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

# VI その他業務運営に関する重要事項

#### 1 内部統制・ガバナンスの強化

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人

の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

# 2 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。

# 3 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

# 4 人事に関する計画

機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。